

1 基幹型臨床研修病院の指定及び指定継続に関する取扱い

基幹型臨床研修病院の指定基準

- 臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有すること
- 医療法施行規則に規定する員数の医師を有すること
- 臨床研修を行うために必要な症例があること
(入院患者の数については、年間3,000人以上であること)
- CPCを適切に開催していること
- 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること
- 医療に関する安全管理のための体制を確保していること
- 研修管理委員会を設置していること
- プログラム責任者を適切に配置していること
- 適切な指導体制を有していること
- 研修医に対する適切な処遇を確保していること
- 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること 等

【指定の継続に関する取扱い】

基幹型臨床研修病院が「入院患者の数 年間3,000人以上」の基準を2年間満たさない場合には、
個別の実地調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得する
ことができると認められる場合に、基幹型臨床研修病院として**指定を継続する。**

※ 適切な指導体制と研修医の基本的診療能力を確認できない場合、基幹型臨床研修病院の指定取り消しとなる。

基幹型臨床研修病院の指定継続について②

2 令和3年度 指定基準充足状況

令和3年度は指定基準の一部を満たさない基幹型臨床研修病院が1病院あり

1 病院名(住所)

大田病院（大田区大森東4-4-14）

2 指定基準の充足状況

年間入院患者数：令和元年度 2,917人 令和2年度 2,706人

→「入院患者の数 年間3,000人以上」の基準を2年間満たしていない。

※ その他の指定基準は充足

個別の実地調査を実施し、下記2点が確認できた場合に、指定継続となる。

- ① 適切な指導体制が確保されているか
- ② 研修医が基本的な診療能力を修得することができているか

3 大田病院 実地調査概要

1 実施日：令和3年12月17日（金曜日）

2 実施体制：東京都職員3名（事務2名、医師1名）、

NPO法人卒後臨床研修評価機構（JCEP）サーベイサー1名、厚生労働省職員（オブザーバー）3名

3 調査項目及び調査方法

調査項目：指導体制、研修医の基本的診療能力の修得度

調査方法：プログラム責任者面談、研修医面談（1年次1名、2年次1名）、書類確認、院内視察

4 大田病院 実地調査結果

○ 全体評価 B ※

※ 評価基準：A又はBと評価された場合は、指定を継続する。（厚労省と同じ評価基準）

A 指導・管理体制に関する事項及び研修医の基本的診療能力の習得に関する事項の全てにおいて「適切」とされるもの

B A、B-及びC以外のもの

B- 評価項目の全てについて「適切」又は「概ね適切」と評価され、そのうち過半数が「概ね適切」とされるもの

C 評価項目の一部について、「不適切」とされるもの

○ 個別評価

(指導体制)

- ・初期研修において最も重要である研修一人あたりの未診断コモンディジーズ症例数は十分に担保されている。
- ・基幹型臨床研修病院としては比較的診療科数が限られた病院ではあるが、協力型と上手に連携して臨床研修を豊かなものとするプログラム上の工夫がなされている。
- ・指導医のコメントやサインは即日に100%はなされていないが、重要な内容については必ずフィードバックされており、他の臨床研修病院の状況と比較して特に劣っているとは思われない。
- ・研修医が単独で行える手技・処置について、個別の達成度を見つつ実践をされている点は秀逸。
- ・院長、プログラム責任者を初め、医師以外の医療スタッフも含め、医療人材育成への熱意が強く、病院スタッフ全員が研修医をサポートする体制が確立されている。研修事務スタッフの専門性も高い。
- ・少数の研修医を密接丁寧に指導する体制ができている。

(研修医の基本的診療能力の修得度)

- ・診察から臨床推論のプロセスを経て鑑識診断を上げ、確定診断と適切な治療に結び付け、それを過不足なく診療録に記載するという、医師としての基本能力はほぼ獲得できている。
- ・研修医による指示出し、同意書取得、コンサルテーション、診断書記載、死亡立ち合いと死亡診断書作成、救急への対応や災害医療への理解が十分にできていた。

実地調査により、適切な指導体制の確保及び研修医が基本的な診療能力を修得していることを確認できたため、大田病院を基幹型臨床研修病院として指定継続としてはどうか。